

# 法令：最高人民法院による知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全案件審査における法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）

2015年2月26日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 最高人民法院による知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全案件審査における 法律適用の若干問題に関する解釈(意見募集稿)

知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全案件審査を規範化するために、「中華人民共和国民事訴訟法」(以下「民事訴訟法」という。)、**「中華人民共和国民法通則」**、「中華人民共和國專利法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國契約法」、「中華人民共和國反不正當競爭法」、「中華人民共和國独占禁止法」等の関係法規定に基づき、審判の実践と結び付けた上、知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全の申立及び審査における法律適用の若干問題について、以下のとおり解釈する。

### 第一条【申立ての主体】

知的財産権及び競争に係る紛争の当事者は、判決又は仲裁の裁決の効力が生じる前に、人民法院に対し、被申立人に所定の行為を命ずるか、若しくは所定の行為を禁止する行為保全措置を行うよう申し立てることができる。

専利権者、商標登録権者、著作権者等の知的財産権権利者及び利害関係人は、知的財産権侵害紛争における行為保全を申し立てる権利を有する。申立てをする利害関係人には、知的財産権実施許諾契約の被許諾者や、知的財産権の合法的な譲受人等を含む。知的財産権実施許諾契約の被許諾者のうち、独占的实施許諾契約の被許諾者は、人民法院に対して独自に申し立てをすることができる。排他的実施許諾契約の被許諾者は、権利者と共同で提訴ことができ、権利者が申し立てをしないときは、自ら申し立てをすることもできる。通常実施許諾契約の被許諾者は、権利者から明確な授權を受けた上、申し立てをすることができる。

### 第二条【管轄法院 保全申立の対象行為 訴訟前保全の移送】

訴訟が提起される前に、知的財産権及び競争に係る紛争において行う行為保全の申立ては、保全申立の対象行為の所在地や被申立人の住所地の、対応する知的財産権及び競争に係る紛争の管轄権を有する人民法院、又はこの案件の管轄権を有する人民法院に提出しなければならない。保全申立の対象行為とは、保全措置を採らないと、申立人に損害をもたらすことになる被申立人の行為等をいう。この案件とは、当事者が知的財産権及び競争に係る紛争について提起し、法院又は仲裁機関による実体的な裁決を求める案件を指す。

第一審判決が行われた後、第二審法院が上訴を受理する前における当事者の行為保全の申立ては、第一審法院に提出しなければならない。

訴訟前の行為保全措置を採る旨の裁定を行った法院がこの案件の担当法院と一致しない場合、訴訟前の行為保全措置を採る旨の裁定を行った法院は、保全案件の資料をこの案件の担当法院に移送しなければならない。訴訟前の行為保全裁定が、この案件の担当法院による裁定とみなされる。

### 第三条【申立書及び記載事項】

人民法院に対し、知的財産権及び競争に係る紛争における行為保全を申し立てるには、申立書を提出しなければならない。申立書には、以下の事項を記載しなければならない。

(一) 申立人及び被申立人の基本的な状況

(二) 行為保全措置を採る旨の申立ての内容と期間

(三) 申立ての根拠、事実と理由。根拠とは、行為保全を申し立てる権利上の根拠を指す。事実と理由としては、保全申立対象行為の具体的な内容、保全申立対象行為の発生や継続存在により判決の執行困難や申立人に他の損害をもたらすか、又はその合法的な権益に補うことができないほどの損害をもたらすことなどが挙げられる。

#### **第四条【審査の期限】**

人民法院は、行為保全申立てを受けた後、遅滞なく審査を進めなければならない。(別案: 人民法院は、行為保全申立てを受けた後、状況が緊急でないものについて、申立てを受けて 30 日以内に裁定を行わなければならない。)

民事訴訟法第 100 条及び第 101 条に規定する「状況が緊急」とは、一般的に、保全申立対象行為の性質や特定の市場条件などの原因により、保全措置を直ちに採らないと、申立人にとって補うことができないほど損害をもたらしてしまうことを指す。

#### **第五条【審査の手順】**

人民法院は、行為保全措置を採る旨の裁定を行う前に、申立人及び被申立人に質問(別案: 申立人及び被申立人の意見を聴取)しなければならない。ただし、被申立人に遅滞なく通知することができない場合、又は被申立人の意見を聴取すると、保全措置の目的若しくは効果を大きく妨げてしまう恐れがあることを示す証拠があるなど、人民法院が不適切と認める場合は、この限りではない。

人民法院は、行為保全措置を採る旨の裁定を行った場合、保全措置を採る前に、裁定を申立人、被申立人及び執行協力者に送達しなければならない。被申立人に裁定を送達すると、保全措置を採ることに影響を及ぼす恐れがある場合、人民法院は、保全措置を採って 5 日以内に裁定を被申立人に送達することができる。

人民法院は、審査をした上、行為保全措置を採る要件に合致しないと判断した場合、口頭にて申立人に申立の却下裁定を通知することができ、かつ、文書記録に記入する。申立人から書面による裁定が要請された場合、人民法院は裁定書を作成し、申立人に送達しなければならない。

#### **第六条【行為保全の内容】**

人民法院は、行為保全措置を採る旨の申立ての内容及び行為保全の申立ての目的に基づき、被申立人に対し、所定の行為を命ずるか、又は所定の行為を禁ずる。

#### **第七条【保全の必要性における考慮要素】**

人民法院は、申立人から提供される申立書、必要な証拠及び被申立人から提供される必要な証拠に基づき、知的財産権及び競争に係る紛争に係る行為保全の申立てを審査する。人民法院は、以下の要素を総合的に考慮して、保全措置を採る必要があるかどうかを判断しなければならない。

(一) 申立人である知的財産権権利者又は利害関係人が保有している権益の有効性、安定性を含め、この案件における申立人の勝訴の可能性

(二) 被申立人側の行為又はその他の原因により、将来の判決の執行困難や申立人に他の損害をもたらすか、又は申立人の合法的な権益に補うことができないほどの損害をもたらす恐れがあるかどうか

(三) 保全措置を採ることで被申立人に与える損害が、明らかに保全措置を採らないことで申立人にもたらす損害を超えるかどうか

(四) 保全措置を採ることで、社会の公共利益に損害をもたらすかどうか

#### **第八条 【補うことができないほどの損害】**

第七条に定める「補うことができないほどの損害」とは、保全申立対象行為で申立人に与えた損害は、金銭的な賠償では補うことができないか、又は金銭的に算定することができないことを指す。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、一般的に、申立人に補うことができないほどの損害を与えたとされる。

(一) 保全申立対象行為の発生や継続により、申立人の市場シェアが奪われるか、又は申立人が逆転できない低価格で経営を余儀なくされることで、申立人の競争優位が大きく弱められる場合

(二) 保全申立対象行為の発生や継続により、後続の権利侵害行為に対する規制が困難になり、申立人に与える損害が著しく増える場合

(三) 保全申立対象行為の発生により、申立人が享有する人身的な性質を持つ権利が侵害される場合

(四) 被申立人に賠償能力がない場合

(五) 申立人に、他の補うことができないほどの損害を与える場合

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、一般的に、申立人に補うことができないほどの損害を与えていないとされる。

(一) 申立人は、保全申立対象行為の存在を明らかに知っており又は知るべきであったにもかかわらず、司法救済の請求を不適切に遅延させた場合

(二)知的財産権権利者が申立人として、合理的な理由なく関連する知的財産権の使用又は実施をしておらず、かつ、使用又は実施をしようとしなない場合

(三)保全申立対象行為により申立人に与えた損害は金銭的に算定することが比較的容易な場合

(四)その他の申立人に補うことができないほどの損害を与えていない場合

将来の判決の執行困難や申立人に他の損害をもたらすことの認定に当たって、人民法院は、補うことができないほどの損害の認定を参考にすることができる。

## **第九条【担保】**

人民法院が民事訴訟法第 100 条、第 101 条の規定に基づいて確定する当事者から提供される担保は、合法的で有効なものでなければならない。

人民法院は、申立人、被申立人の主張及び必要な証拠に基づき、誤った保全申立により被申立人が受けた損害を補うことができることを限度に、合理的な担保額を確定しなければならない。ただし、申立人が予見できない損害は、この限りではない。

人民法院が確定した担保額は、申立人の誤りのあった申立の故に負担する賠償額を確定する時の参考の根拠にすることができる。申立人に悪意がある場合には、申立の誤りがあった場合の賠償額を、担保額を上回って確定することができる。

## **第十条【追加担保】**

知的財産権及び競争に係る紛争に係る行為保全裁定の執行中において、被申立人は、当該保全措置が採られることでより大きな損害を受ける恐れがある、又は既に受けたことを主張し、かつそれを証明することができた場合、人民法院は申立人に対し、対応の担保の追加を命ずることができる。申立人が担保を追加しない場合、一部の保全措置を変更又は解除する。客観的な原因により一部の保全措置の変更又は解除ができない場合、保全措置を解除する。

## **第十一条【被申立人の担保及び行為保全の解除】**

知的財産権及び競争に係る紛争に係る行為保全裁定に基づいて採られた保全措置は、一般的に、被申立人からの担保の提供により解除されることがない。ただし、申立人が同意した場合、申立人からの保全要請が金銭の給付によって目的が達成できる場合、被申立人の合法的な権益が保全措置により補うことができないほどの大きな損害を受けるなど特別な状況については、この限りではない。

## **第十二条【保全措置の効力の期間】**

人民法院は、申立人からの要請及び具体的な案件の状況に基づき、行為保全措置の効力の期間を適切に確定しなければならない。期間延長が必要な場合、申立人は期間が満了する前の 10 日以内に申立てを提出しなければならない。人民法院は、申立人及び被申

立人の意見を聴取した上、本解釈の第7条、第8条及び追加担保の状況に基づいて裁定を行わなければならない。期間延長の裁定を行う場合、本条第2項に定める期間を超えないものとする。申立人が期間満了までに延長申立をしない場合には、期間が満了した後、保全措置が自動的に解除される。

人民法院は、行為保全措置の効力が、この案件に係る裁判の効力が生じる時点、又は行為保全を申し立てる権利上の根拠が消滅する時点のうち先に到来する方まで維持されるよう確定することもできる。

### **第十三条 【再議】**

当事者は行為保全の裁定に不服がある場合は、裁定を受け取った日より5日以内に裁定を行った人民法院に一度、再議を申し立てることができる。

人民法院は、10日以内に審査を行い、裁定を行わなければならない(別案:人民法院は、別途合議体を結成して審査を行い、10日以内に裁定を下さなければならない)。裁定が正確であった場合、当事者の申立ての却下を通知する。裁定が不適切であった場合、新たに裁定変更を下すか又は元の裁定を取り消す。

### **第十四条 【保全裁定不履行の扱い】**

被申立人が行為保全裁定を履行しない場合、人民法院は、民事訴訟法第111条の規定に照らし、情状の軽重に合わせて罰金、留置の処罰を与えることができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。(別案:被申立人が行為保全裁定を履行しない場合、民事訴訟法第111条の規定に照らして処分する。)

### **第十五条 【案件の不起訴に伴う保全解除】**

申立人が、訴訟前行為保全措置が採られた後30日以内に訴訟を提起せず、又は仲裁を申し立てない場合には、訴訟前の行為保全措置を採る旨の裁定を行った人民法院は、申立て又は職権により保全措置の解除を裁定しなければならない。

人民法院は、申立人の起訴を受理しないと裁定したか、又は起訴却下、訴訟取下げなどの方式でこの案件の審理終了を裁定した場合、上記の関連裁定の効力が生じる時点で、保全措置の解除を裁定しなければならない。被申立人が、上記の関連裁定が行われた後、効力が生じる前において保全解除を申し立てる場合、人民法院は審査した上で、確かに必要と認める場合には、保全措置の解除を裁定することができる。

### **第十六条 【状況変更による保全解除】**

行為保全を申し立てる権利上の根拠、申立人と被申立人が争っている権利義務の関係、保全の必要性がもう存在しないか、又はその他の特殊な状況に該当する場合、保全措置を採る旨の裁定を行った人民法院又はこの案件の担当法院は、申立て又は職権により保全措置の解除を裁定しなければならない。

### **第十七条 【申立人からの申立てによる保全解除】**

申立人は、申立てに誤りがあると発見した場合、保全申立の取り下げ又は保全の解除を申し立てることができるが、民事訴訟法第 105 条に定める賠償責任は免除されない。

#### **第十八条 【誤りのある申立て】**

次の各号に掲げるものは、民事訴訟法第 105 条に定める誤りがある申立てに該当する。

(一)申立人が法により訴訟を提起せず、仲裁を申し立てないために、保全措置の解除を裁定されたもの

(二)最初から不適切であったため、保全措置の解除を裁定されたもの。「最初から不適切」とは、申立人が行為保全を申し立てる権利上の根拠を欠くことや、保全の必要性がないことなどを含む。

(三)申立人が、この案件に係る効力が生じた裁判で敗訴した(別案:申立人の、この案件に係る効力が生じた裁判における行為保全に関する請求が、支持されていない)もの

(四)その他の「誤りのある申立て」に該当するもの

申立人は、訴訟の提起、若しくは仲裁の申立ての後に訴訟を取り下げ、仲裁申立てを取り下げ、訴訟が却下され、又はこの案件に係る訴訟・仲裁手続が終了された場合、「法により訴訟を提起せず、又は仲裁を申し立てない」とみなされる。ただし、被申立人との和解合意によりこの案件に係る訴訟、仲裁手続が終了になった場合は、この限りではない。

申立てに誤りがあることを理由に、申立人に賠償を要請する被申立人は、この案件に係る訴訟を開始していない場合には、保全措置を採った法院に提訴し、賠償を請求しなければならない。この案件に係る訴訟をすでに開始した場合には、この案件の担当法院に提訴し、賠償を請求しなければならない。(別案:この案件に係る訴訟を既に開始した場合には、この案件の担当法院に提訴し、賠償を請求することができ、又は、この案件の第一審弁論が終了する前に賠償請求を提出することができる。この案件の担当法院は合わせて処理することができる。)

#### **第十九条 【異なる種類の保全の扱い】**

申立人が、行為保全と同時に、証拠保全又は財産保全を申立てた場合、人民法院は、民事訴訟法及び関連する司法解釈の規定に照らして、それぞれの保全申立てが要件に合致するかどうかを別々に審査し、かつ、別々に裁定を行わなければならない。被申立人の証拠又は財産などの移転により、保全措置が執行できず、又は保全の目的が果たせないことにならないように、人民法院は、具体的な状況に基づき、それぞれの保全措置の執行の順番を決定することができる。

#### **第二十条 【起訴と同時に行う行為保全申立ての扱い】**

原告が知的財産権及び競争に係る紛争に係る訴訟を提起すると同時に行為保全を申し立て、人民法院が保全措置を採る旨の裁定を下した場合には、保全措置の目的や効果を保証するために、保全措置を採ると同時に起訴状を送達することができる。

## **第二十一条 【申立料】**

知的財産権及び競争に係る紛争に係る行為保全案件では、申立人は「訴訟費用納付弁法」に従い、申立料を納付しなければならない。正当な理由なく期日どおり申立料を納付しなかった場合、保全申立が取下げられたものとみなす。

## **第二十二条 【従前の司法解釈の廃止】**

本解釈の施行日より、「最高人民法院による訴訟前の特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」及び「最高人民法院による訴訟前の登録商標専用権侵害行為の差止め及び証拠保全の法律適用問題に関する解釈」が同時に廃止される。（別案：本解釈の施行日より、「最高人民法院による訴訟前の特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」が同時に廃止され、「最高人民法院による訴訟前の登録商標専用権侵害行為の差止め及び証拠保全の法律適用問題に関する解釈」における訴訟前の登録商標専用権侵害行為の差止めに関する規定は適用されなくなる。）